２０２５年度事業報告書概要

一般社団法人全国石油協会

１. 信用保証事業

（1）債務保証事業の実績

① 保証実績　93 件　1,892 百万円　②代位弁済 24 件 192 百万円

（2）地区調査費の交付　1,439 万円

（3）業務方法書の改正

・揮発油税の旧暫定税率の廃止に伴い、緊急的な資金繰り対策として経営安定化特別保証を実施した。

（4）基金運用収益は 22 百万円、基金残高は 6,010 百万円

２. 品質管理事業

① 給油所試買（揮発油、軽油、灯油）

・分析件数 102,339 件 ・不適合数 321 件 ・試買対象給油所の重点化を実施。

② 重油試買

・分析件数 7 件 ・不適合数 0 件

③ 特定加工場所の試買（揮発油・軽油）

・分析件数 33 件 ・不適合数 3 件

④ 品質試験室にて不適合試料の精密分析・成分分析・詳細分析を実施。

・試買精密分析件数 281 件

３. 分析受託事業

① 分析受託事業の推進

・分析受託給油所数 25,729ヵ所　特定加工業者 32 社 （2026 年 3 月末）

・委託料収入は▲8 百万円減

② 石油製品販売業経営実態調査の実施

・対象期間：2024事業年度　営業利益　赤字企業 37.7%

４. 環境・安全等対策事業

（1）構造改善等支援事業

① 環境保全・構造改善促進利子補給事業

・利子補給金交付　350 件 129 百万円 ・業務委託費の交付 60 万円

・基金等運用収入は 7 百万円、基金残高は 5,155 百万円

５. 環境・経営支援事業

（1）過疎地等における石油製品の流通体制整備事業（2025 年度予算：13.2 億円）

① 2024 年度国庫債務負担行為分

・補助金交付 ・件数 54 件 ・交付額 294 百万円　・業務委託費の交付 76 万円

② 2025 年度単年度分

・補助金交付 ・件数 255 件 ・交付額 977 百万円 ・業務委託費の交付 333 万円

・環境基準を超える鉛検出による工事延期に伴い、事故繰り越し手続きを実施（撤去工事 2 件、交付額 1,333 万円）

③ 2025 年度国庫債務負担行為分

・資源エネルギー庁による公募の結果、引き続き本会が事業を実施。3 月 31 日より申請の受付を開始。

④ 2026 年度事業に向けた諸手続き

・資源エネルギー庁による公募の結果、引き続き本会が事業を実施。

（2）環境対応型石油製品販売業支援事業（2025 年度予算：1.9 億円）

・補助金交付 ・件数 2,578 件 ・交付額 150 百万円 ・業務委託費の交付 526 万円

（3）災害時に備えた地域におけるエネルギー供給拠点の整備事業（2024 年度予算：4.8 億円）

① 2024 年度国庫債務負担行為分

・補助金の申請は無し

② 2025 年度単年度分

・補助金交付 ・件数 25 件 ・交付額 66 百万円 ・業務委託費の交付 9.3 万円

③ 2025 年度国庫債務負担行為分

・資源エネルギー庁による公募の結果、引き続き本会が事業を実施。

④ 2026 年度事業に向けた諸手続き

・資源エネルギー庁による公募の結果、引き続き本会が事業を実施。

⑤ 2023 年度予備費分給油所設備補修等事業分（2024 年度予算繰越分）

・令和 6 年能登半島地震で被災した給油所等の早期復旧に向けた支援策として、燃料供給に必要な設備（計量機（POS システム含む）、防火塀、土間、燃料貯蔵タンク、配管タンクローリー、自家発電機等）の補修等に対して補助する。被災した 4 県（新潟県、富山県、石川県、福井県）が対象。

（繰越分）

・補助金交付 ・件数 11 件 ・交付額 164 百万円 ・業務委託費の交付 5.5 万円

（累計）

・補助金交付 ・件数 65 件 ・交付額 566 百万円 ・業務委託費の交付 32 万円

（4）SS等の地域配送拠点における災害対応能力強化事業（2023 年度補正予算繰越分）

（繰越分）

・補助金交付 ・件数 1 件 ・交付額 9 百万円 ・業務委託費の交付 1.8 万円

（累計）

・補助金交付 ・件数 1,986 件 ・交付額 7,933 百万円 ・業務委託費の交付 2,634 万円

（5）ＳＳネットワーク維持・強化支援事業 （2024 年度補正予算 : 111 億円）

・予算を超える申請があったため、補助率を減額按分して全申請者に交付

・事業期間中に公正取引委員会が長野県内の SS 等に対して排除措置命令や課徴金納付命令の処分を行ったことから、対象者に対し交付決定取り消しを実施。

・補助金交付 ・件数 3,585 件 ・交付額 9,778 百万円 ・業務委託費の交付 2,149 万円

（6）ＳＳネットワーク維持・強化支援事業（2025 年度補正予算：119 億円）

・災害対応能力強化や経営力強化、SS過疎地重点支援を通じてSSネットワークの維持強化を図るために実施する事業。令和 6 年度補正予算事業に継続して実施。資源エネルギー庁の公募による公募の結果、本会が事業を実施。3 月 31 日より申請受付を開始。

① 交付規程の改正

・事業の実施から補助対象者、補助対象設備、補助金上限額、補助率を変更。3 月 30 日付け経済産業大臣承認。

② 事業概要

・申請資格者は給油所の運営者である揮発油販売業者又は施設の所有者等（一部事業は石油販売業者も可）、viiは石油組合、viiiは石油組合を会員とする連合会も含む。

・補助率は中小企業等 2/3(※過疎地は 3/4 だが大型化限定)、非中小企業（地方自治体等含む）1/3、石油組合 2/3、ただしviiiは 10/10

・補助金上限額

ⅰ．燃料貯蔵タンク等の大型化等事業

・燃料貯蔵タンク更新工事：中小 3,390 万円/（SS 過疎地は、3,813.7 万円）、
非中小 1,695 万円/SS

・配管更新工事：中小 2,300 万円/SS、非中小 1,150 万円/SS

ⅱ．燃料貯蔵タンク等の修繕事業

ア）漏えい防止対策工事

・危険物漏えい未然防止事業

内面ライニング施工工事：中小 1,150 万円/SS 非中小 575 万円/SS

電気防食システム設置工事：中小 600 万円/SS 非中小 300 万円/SS

・危険物漏えい早期検知事業

精密油面計設置工事：中小 360 万円/SS 非中小 180 万円/SS

統計学による漏えい監視システム設置工事：中小 360 万円/SS
非中小 180 万円/SS

イ）油槽所タンク等の修繕工事：中小 1,150 万円/施設 非中小 575 万円/施設

ⅲ．水検知計量設備機：中小 600 万円/SS、非中小 300 万円/SS
1事業者 1,200 万円（SS 過疎地を含む場合、1,350 万円）

ⅳ．緊急配送用ローリー導入等事業（申請上限1台）

・タンク容量 0.43kl 未満：中小 430 万円/台 非中小 100 万円/台

・タンク容量 0.43kl 以上～10k 未満
：中小 430 万円/台 非中小 200 万円/台

・タンク容量 10kl 以上：中小 1,000 万円/台 非中小 500 万円/台

ⅴ．POSシステム整備事業

・POS システム設置

セルフ SS：

・AI 給油許可設備を含む場合

：中小 1,800 万円/SS（SS 過疎地を含む場合 2,025 万円/SS）、
非中小 900 万円/SS、1 事業者 3,600 万円（SS 過疎地を含む場合

4,050 万円）、

・AI 給油許可設備を含まない場合

：中小 1,200 万円/SS（SS 過疎地を含む場合 1,350 万円/SS）、
非中小 600 万円/SS、1 事業者 2,400 万円（SS 過疎地を含む場合 2,700 万円）、

・AI 給油許可設備を含む SS と含まない SS が混在している場合

：1 事業者 3,000 万円（SS 過疎地を含む場合 3,375 万円）、

フル SS ：中小 360 万円/SS（SS 過疎地を含む場合、405 万円）
非中小 180 万円/SS、1事業者 720 万円
（SS 過疎地を含む場合、810 万円）

※セルフ SS とフル SS 双方の改造申請する場合、1事業者 2,400 万円（SS 過疎地を含む場合、2,700 万円）

・車番認証システム設置（デジタルサイネージ含む）

：中小 300 万円/SS（SS 過疎地を含む場合 337.5 万円）、
非中小 150 万円/SS
1事業者 600 万円（SS 過疎地を含む場合、675 万円）

vi. 灯油タンク等スマートセンサー整備事業

：中小 875 万円/事業者　非中小 437.5 万円/事業者

vii. 官公需システム整備事業：2,000 万円/組合

viii. 自家発電設備更新等事業

330 万円/SS（中核 SS）

ix. 燃料貯蔵タンク等の撤去事業：中小 1,000 万円/1 給油所（1 事業者 2SS まで）

x. 自動車保守・整備関連設備導入等事業

ア）洗車事業（高機能門型洗車機）

イ）自動車整備・検査事業（車検・整備設備/14 設備）

ウ）板金・塗装事業（板金・塗装設備/11 設備）

1,600 万円/ 事業種類 1事業者 3,200 万円

・その他申請条件

・iii. ～ vi. viii. について

ア）補助対象設備の損傷や従業員の負傷により、事業継続が困難となった場合を除き、地域住民や被災者等への配送を継続すること

イ）資源エネルギー庁の実施する「災害時情報収集システム」の報告訓練へ協力すること 等

・i. ～ vi. について

ア）申請の上限は、1事業者4SS まで、1SS4事業まで

※油槽所等は1SS とみなし、上限4SS の範囲で申請

・x. について

ア）申請施設は SS 敷地外も補助対象

イ）申請の上限は、2事業まで

a）洗車事業は、1 施設 1 台導入につき 1 事業

b）自動車整備・検査事業は、1 施設につき 1 事業
c）板金・塗装事業は、1 施設につき 1 事業

6. 燃料油価格激変緩和対策事業

① 交付規程の変更
・支給単価の算定方法変更を 5 月 22 日付、6 月 26 日付、9 月 4 日付、11 月 13 日付、12 月 26 日付、3 月 19 日付、3 月 30 日付、補助事業者に対する状況報告（軽油の在庫調査）改正を 3 月 13 日付、さらに支給対象期間の延長を 3 月 25 日付で経済産業大臣承認。

② 業務委託の変更
・事務局と締結した業務委託契約の期間延長について、事業の延長に伴い、3 月 30 日付けで経済産業大臣了解。

③ 基金の積み増し
・国の補助金交付通知を受け、今年度は 7,948 億 47 百万円基金を積み増した。基金累計は 8 兆 639 億 80 百万円。

④ 補助金交付（2025 年度）
・補助金交付 ・件数 21 件 ・交付額 9,614 億 39 百万円
※件数は申請した事業者数を指す。交付額は 2025 年 4 月～2026 年 3 月の販売分に対する補助金の額。

⑤ 2026 年 3 月末時点の基金の残高は 9,819 億 50 百万円、運用収入は 22 億 59 百万円

7. 組織の運営等に関する事項
（1）移行法人としての対応
・内閣総理大臣宛「公益目的支出計画実施報告書等」を提出。
（2）理事の補選
・理事の辞任に伴い、後任理事を補選。
（3）正会員異動状況
・2026 年 3 月末の会員数は、個人正会員 35 名、団体正会員 96 名、合計 131 名。

8. 事業報告の附属明細書
・「事業報告の内容を補足する重要な事項」は特になし。

以 上